

給水装置工事事業者指定店様へ（お願い）

高千穂町上水道区域内での給水工事を実施する場合は、以下の注意点を確認のうえ、給水装置設置者との十分な打ち合わせをお願いします。

(1) 給水装置工事申込について

給水工事を実施する場合、必ず上下水道課に申込書を提出し、承認を受けてから工事を行ってください。その際、**位置図・平面図・展開図**を併せて提出してください。位置図はゼンリンのコピー等で結構です。展開図に ○使用材料、○設置メーターの口径 を必ず記入して下さい。道路占用・分岐給水承諾・土地建物使用承諾・簡易専用水道設置届・小規模貯水槽水道設置届が必要な場合は、各書類の提出を必ずお願いします。

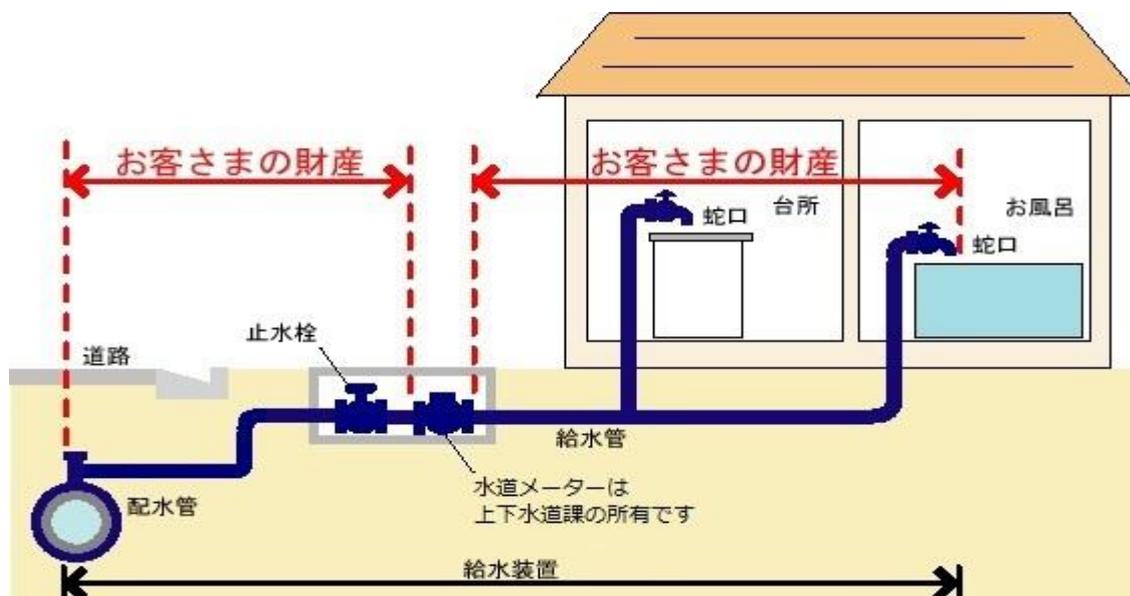
注意事項

- ・ 配水本管φ40以上より分岐はサドル分水（ボール式）として、φ30以下はチーズ取出しとする
- ・ 立上がり管及び露出部分は鋼管もしくは架橋ポリエチレン管とする。なお、冬季は凍結のおそれがあるため、保温を確実にすること。
- ・ 量水器の位置は**官民境界**とし取出しから5m以内に設置する。5mを超える場合は必ず第一バルブを入れる

(2) 給水装置工事竣工届について

工事が終了しだい、必ず竣工届を提出してください。その際、**給水装置工事精算書・位置図・平面図・展開図**を併せて提出してください。給水装置工事精算書には使用材料を正確に記入してください。また、日付、事業者名を漏れなく記入してください。

本管からの取り出しがある場合は、必ず写真を付けて下さい。



(3) 工事種別について

- ① 新設・・・新たにメーター器を設置する場合(新築など)
- ② 全面改造・・・メーター器は既存のものを使用するが、宅内の配管等をやりかえる場合
- ③ 一部変更・・・宅内の配管等を一部やりかえる場合
- ④ 臨時・・・住宅建設・解体工事などで施工業者が臨時的に水を必要とする場合や現場事務所(プレハブなどの一時的なもの)などで臨時的・一時的に水を必要とする場合

※新設工事の場合の注意点

申込書を提出する前に、必ず上下水道課に現場周辺の配管状況などの確認を行って下さい。
その後、**給水装置工事申込書一式・量水器保管書・臨時給水申込書**を提出して下さい。
図面は、本管取り出しから図示して下さい。

臨時給水申込書については、請求先を明記して下さい。(施主 or 建築会社 or 指定給水装置工事事業者等がわかるように)

メーター器の貸与は、給水装置工事竣工届を受理してからになります。

(4) 工事施工者(指定店)について

指定給水装置工事事業者の住所・氏名を記入してください。

給水装置主任技術者氏名の欄は、給水装置工事指定店の申請において、「給水装置工事主任技術者選任届出書」に記載されている方の氏名を記入してください。

(5) 申込(検査)手数料について

給水工事の申込受理後に、申込(検査)手数料の納付書を発行しますので、金融機関にて納付していただきます様お願いします。手数料につきましては下記の表をご参照ください。

メーター口径	新設又は全面改造工事	その他の工事
13 及び 20 ミリメートル	3, 000円	1, 500円
25 及び 40 ミリメートル	5, 000円	2, 500円
50 ミリメートル	7, 000円	3, 500円

(6) 給水負担金について

新設工事及び既設メーター器の増口径等の工事については給水負担金を徴収します。負担金は下記の表をご参照ください。

メーター口径	給水負担金額
13ミリメートル	36,000円
20ミリメートル	86,000円
25ミリメートル	130,000円
40ミリメートル	334,000円
50ミリメートル	521,000円
75ミリメートル	1,172,000円
100ミリメートル	2,082,000円

※1 上記の金額に消費税を加えたもので請求します。

※2 増口径の場合は増口径後の負担金から既設のメーター器の負担金分を差し引いて請求します。

(7) 水道メーター2次側漏水修理工事に関して

①漏水修理報告書の早期提出

②着手前、漏水状況(管露出)の遠景・近景写真、修理工事の完成写真の添付をお願いします。(※別紙参照)

(8) 指定給水装置工事事業者申請書の内容変更について

提出していただいている当該申請書の内容に変更が生じた場合は、**30日以内**に変更届を提出していただくようよろしくお願いいたします。(※主任技術者の変更、代表者の変更、社名の変更等)

(9) その他

申込書及び竣工届に押印箇所がありますので、忘れずに押印をお願いします。

その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

断水を伴うものについては、早めに上下水道課へ連絡・申込を行って下さい。店舗事業者等への断水周知があるため、少なくとも1週間以上前にはご連絡ください。

高千穂町役場 上下水道課

工務分野:工務係 事務分野:業務係

TEL:0982-73-1209 FAX0982-73-1232

水道管破損について

- ・ 工事施工中に水道管を破損した場合は速やかに上下水道課へ連絡してください。
- ・ 本管止水栓による断水操作は基本的に水道事業者（上下水道課職員）にて行います。状況にもよりますので、速やかな連絡をお願いします。
- ・ 断水広報を上下水道課にて行いますので、速やかな連絡をお願いします。
- ・ 水道管を破損した事業者は、速やかに破損届を提出してください。状況に応じて、修繕に要した材料費、労務費、損失水の費用を請求します。

水道メーターの交換について

- ・ 交換時の注意点
 1. 指針の読みを正確に（少数点以下切り上げ）
 2. メーターの逆付け
 3. 止水栓の開け忘れ ★
 4. 個人宅敷地に入るときの声かけ
- ・ 交換できない場合

止水栓が止まらない、ボックスが狭く取外しが出来ない、管が古くナットが回らないなど何らかの原因により水道メーターの交換が困難な場合は上下水道課までご連絡ください。

高千穂町役場 上下水道課

工務分野:工務係 事務分野:業務係

TEL:0982-73-1209 FAX0982-73-1232